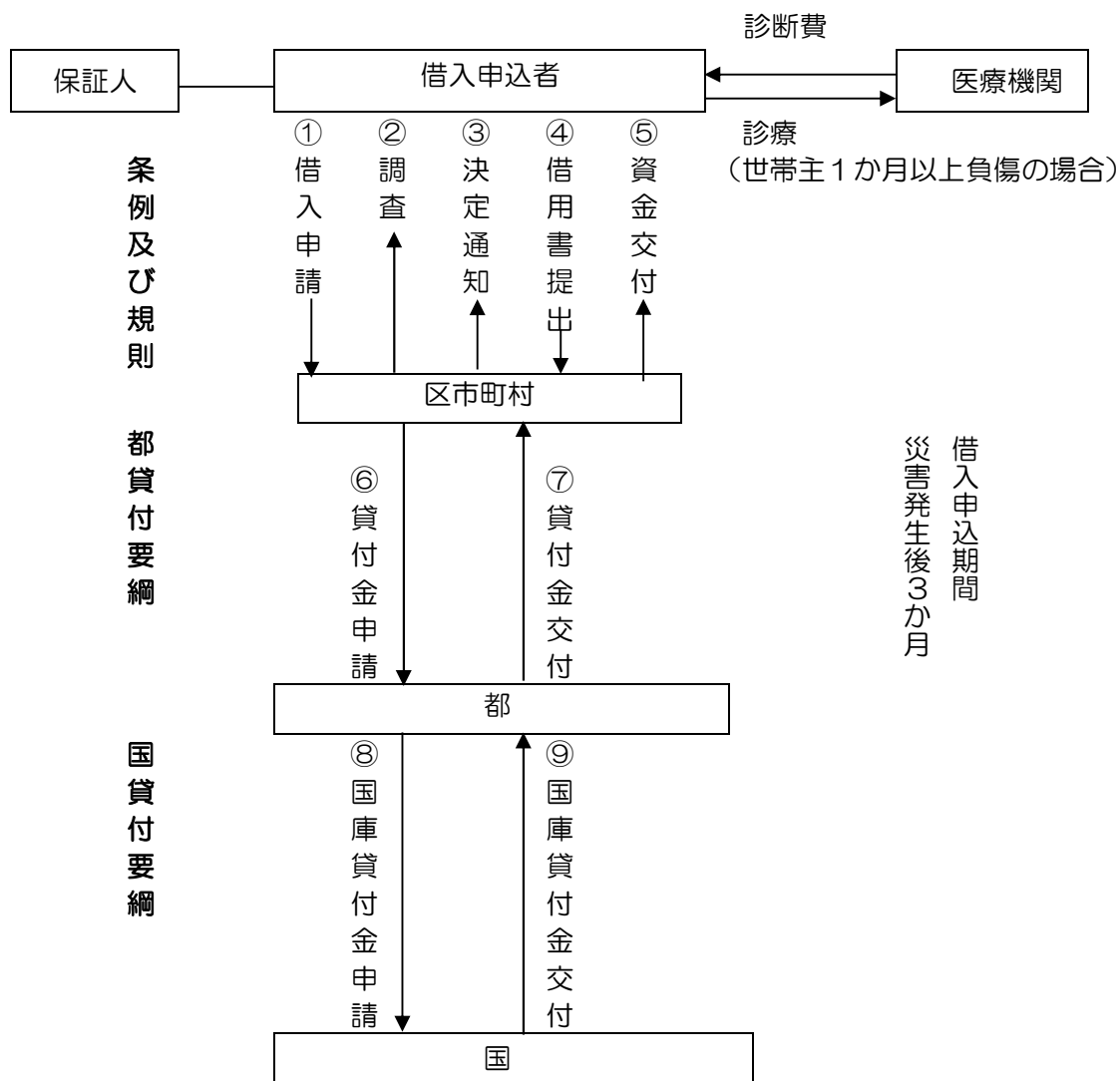


資料第 031-1 災害援護資金、生活福祉資金、住宅資金の概要

災害を受けたことにより住居または家財に損害を受けた区民に対して、その生活復旧と自立を支援するために必要な資金を貸し付ける。なお、下記のほか、国・東京都・社会福祉協議会等と連携・協力して応急の生活資金の貸付を行う。

	貸付対象	貸付金額	貸付条件
災害援護資金	東京都において災害救助法による救助が行われた自然災害により家屋等に被害を受けた世帯でその世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯。 1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 以降1人増える毎に30万円を加算した額。 但し住居滅失の場合は1270万円。	貸付区分・限度額 ①世帯主の1か月以上の負傷 150万円 ②家財等の損害 ア 家財の1/3以上の損害 150万円 イ 住居の半壊 170万円 ウ 住居の全壊 250万円 エ 住居全体の滅失または流失 350万円 ③上記①と②が重複 ①と②ア 250万円 ①と②イ 270万円 ①と②ウ 350万円 ④次のいずれかに該当する場合で、被災した住居を建て直す等、特別な事情がある場合 ②イ 250万円 ②ウ 350万円 ③イ 350万円	①据置期間 3年 ②償還期間 据置期間経過後7年 ③償還方法 ④利率 ⑤延滞利息 年5%
生活福祉資金	低所得世帯等(生活保護基準額の概ね1.9倍以内)のうち、他から融資を受けることのできない者で、この資金の貸付を受けることによって災害による困窮から自立更正のできる世帯	1世帯 150万円	①据置期間 6か月 ②償還期間 据置期間経過後7年以内 ③償還方法 月賦 ④利率
住宅資金	震災により住宅が、全・半壊した者が、建設・購入・修繕する住宅。	①受付期間 災害から1年間 ②償還期間 10～30年 ③その他 金額・利率は、被害の程度、国や公庫の状況、及び社会情勢に応じて決定します。	

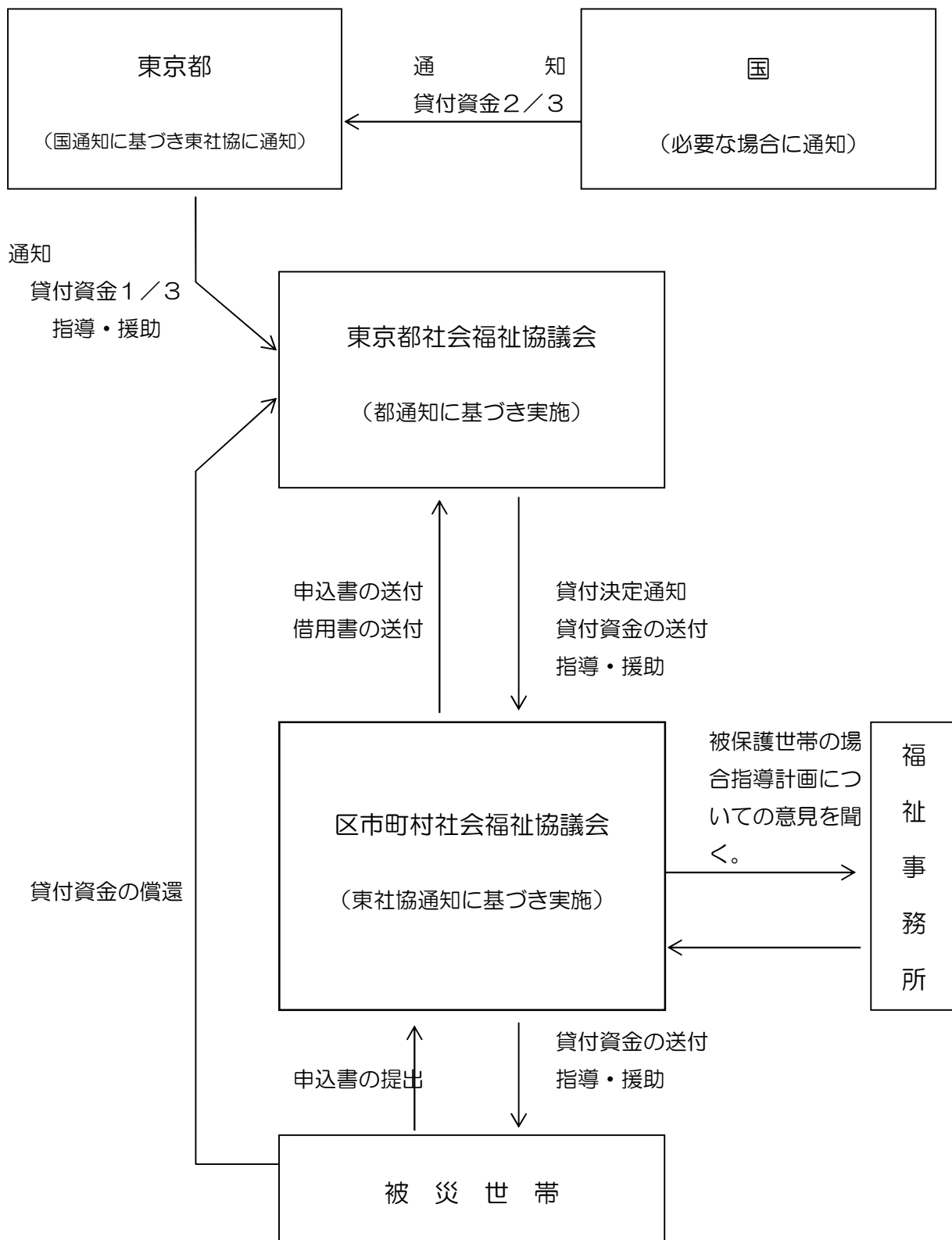


「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、貸付対象災害の発生した区市町村は、都貸付金貸付要綱(昭和49年10月9日民生局長通知)により、福祉保健局に災害援護資金の貸付を申請する。

福祉保健局では、予算措置を行い、当該区市町村へ貸し付けるとともに、国庫貸付金の貸付要綱(昭和49年6月6日社会局長通知)により厚生労働大臣あて貸付申請する。

区市町村からの償還金については福祉保健局が受け入れ、国庫貸付金の受入、返還等は財務局公債課が行う。

資料第 031-3 【参考】生活に必要な資金の貸付（生活福祉資金の貸付）



※（ ）については、緊急災害時の場合

資料第 031-4 災害弔慰金、災害障害見舞金の概要

	支給対象者	支給限度額	支給の制限
災害弔慰金	遺族の順位 ①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 上記のいずれも存在しない場合は、死亡者の兄弟姉妹（死亡時その方と同居し、または生計を同じくしていた方に限る）	主たる生計者の場合 （死亡者1人につき） 500万円 それ以外の場合 250万円	1 当該死亡者の死亡がその方の故意または重大な過失により生じたものである場合 2 内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合（施行令第2条） 3 災害に際し、区長の避難指示に従わなかったこと等、区長が不相当と認めた場合
災害障害見舞金	法別表に掲げる程度の障害者	主たる生計者の場合 （障害者1人につき） 250万円 それ以外の場合 125万円	

資料第 031-5 【参考】練馬区災害弔慰金の支給等に関する条例（関連部分抜粋）

昭和49年10月15日条例第35号

（令和元年10月15日改正）

第2章 災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

第3条 区は、区民が令第1条に規定する災害（以下この章および次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項に規定する遺族の範囲とし、その順位は、つぎに掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この号および次号において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、つぎに掲げる順序とする。

イ 配偶者

ロ 子

ハ 父母

ニ 孫

ホ 祖父母

- (3) 死亡者の死亡当時における配偶者、子、父母、孫または祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹（死亡者の死亡当時その者と同居し、または生計を同じくしていた者に限る。以下この号において同じ。）が存するときは、兄弟姉妹に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、つぎに掲げる順序とする。

- (1) 養父母の養父母
- (2) 養父母の実父母
- (3) 実父母の養父母
- (4) 実父母の実父母

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、区長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してなした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

（災害弔慰金の額）

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時において、その死亡により災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては、5,000,000円とし、その他の場合にあっては、2,500,000円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（死亡の推定）

第6条 災害の際、現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定に

第3編 第1章 第3節 8 災害弔慰金、災害障害見舞金

よるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、つぎの各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意または重大の過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、区長が避難の指示に従わなかったことその他特別の事情があるため、区長が支給することを不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 区長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、練馬区規則（以下「規則」という。）で定めるところにより支給を行うものとする。

2 区長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告または書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 区は、区民が災害により負傷し、または疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該区民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

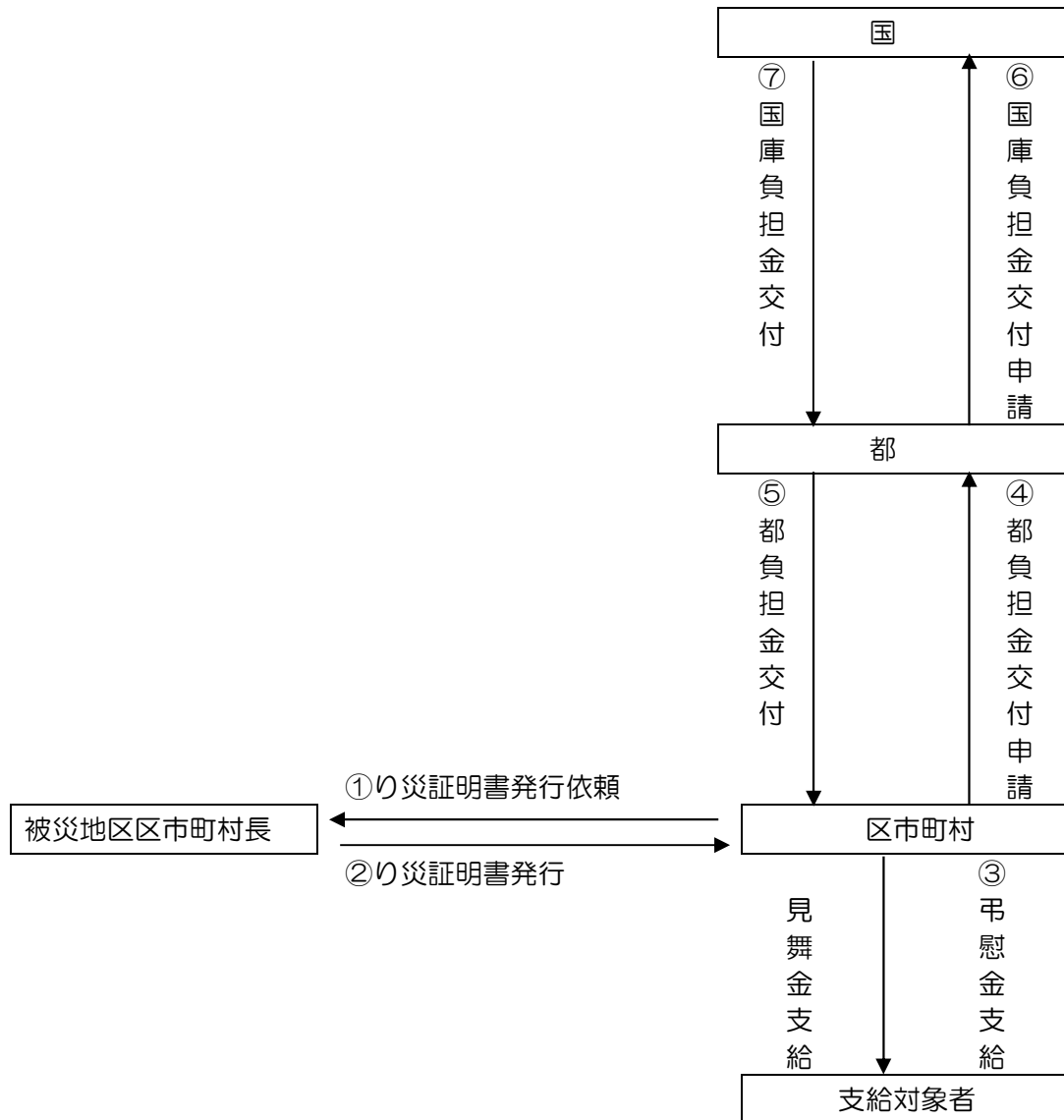
(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷しまたは疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては2,500,000円とし、その他の場合にあつては1,250,000円とする。

(準用規定)

第11条 第7条および第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

資料第031-6 【参考】災害弔慰金、災害障害見舞金の交付手続



「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、区市町村は、対象者に弔慰金（見舞金）を支給し、都負担金交付要綱（昭和49年9月11日民生局長通知）により、福祉保健局へ3/4の額を申請する。

福祉保健局は、区市町村に交付した額の2/3について、国庫負担金交付要綱（昭和49年4月27日厚生次官通知）により（厚生労働大臣へ）交付申請する。

### 資料第031-7 被災者生活再建支援制度

この制度は、平成10年5月に成立した被災者生活再建支援法に基づくもので、自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者のうち、経済的理由によって自立して生活を再建することが困難な世帯に対して必要な援助を行う。都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給し、自立生活への支援とする。

#### 1 対象となる自然災害（発生した場合は都道府県が公示する）

- (1) 救助法施行令第1条第1項第1号または第2号に該当する被害が発生した区市町村における自然災害
- (2) 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村における自然災害
- (3) 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害
- (4) (1)または(2)の区市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- (5) (1)～(3)の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

#### 2 支給対象世帯

- (1) 住宅が「全壊」した世帯
- (2) 住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ① 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

#### 3 支給金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額

##### (1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (上記2の(1))	解体 (上記2の(2))	長期避難 (上記2の(3))	大規模半壊 (上記2の(4))
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

##### (2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

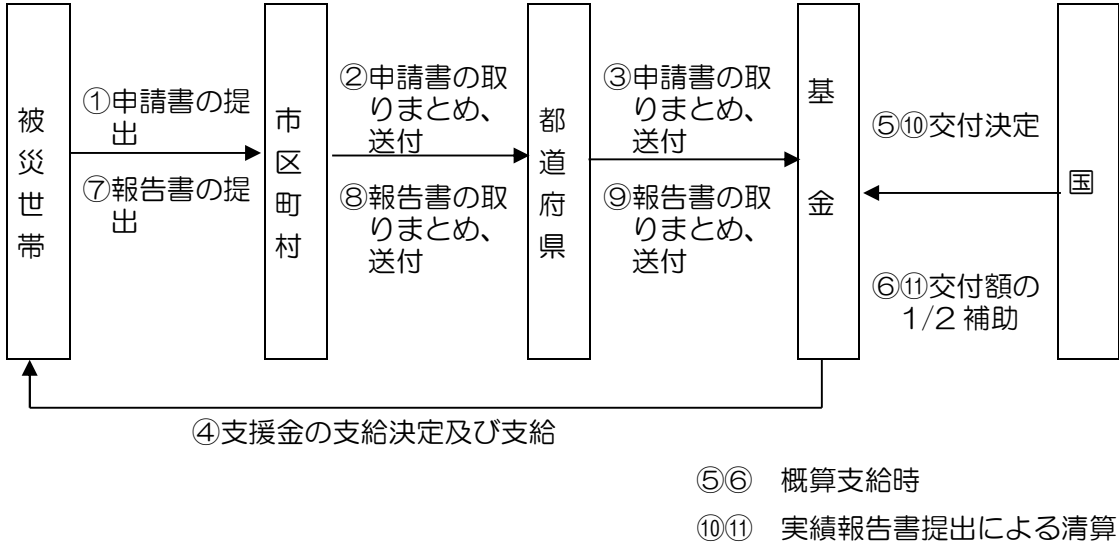
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃貸した後、自ら居住する住宅を建設・購入（または補修）する場合は、合計で200（または100）万円

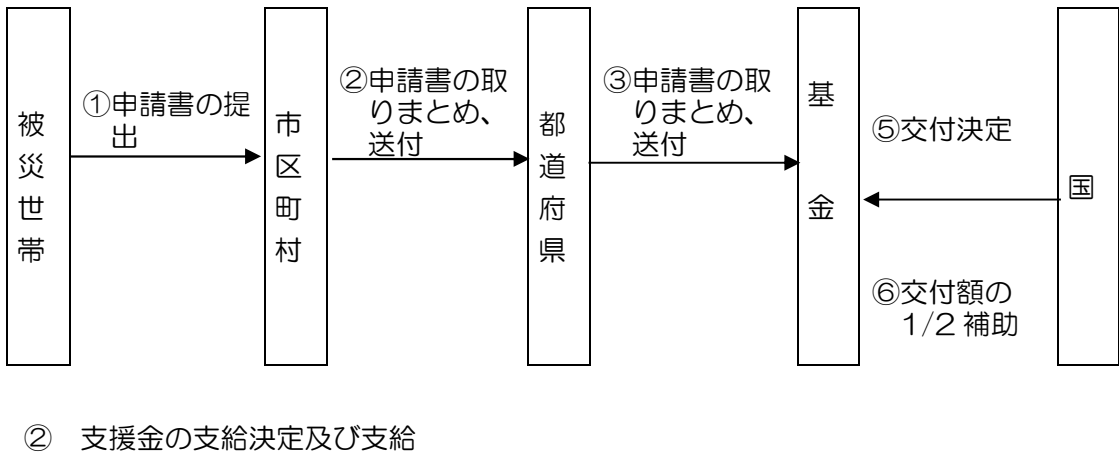


資料第031-8 【参考】被災者生活再建支援金支給事務の手續

○概算支給の場合



○清算支給の場合



## 資料第031-9 義援金品の配分（地域防災計画より抜粋）

### 1 義援金

東京都、区市町村、日本赤十字社の各機関は、被害の状況等を把握し、義援金品の募集を行うか否かを検討し、決定します。

#### (1) 日本赤十字社による義援金

##### ① 東京都義援金配分委員会の設置

義援金を確実に、迅速かつ適切に募集・配分するため、東京都本部に東京都義援金配分委員会（以下この節において「東京都委員会」という。）が設置されます。

東京都委員会は、次の事項について審議・決定します。なお、東京都委員会の運営に関して必要な事項は別途定められます。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 被災区市町村への義援金の配分計画の策定</li><li>② 義援金の受付・配分に係る広報活動</li><li>③ その他義援金の受付・配分等に関して必要な事項</li></ul> |
|---|

※ 東京都委員会は、東京都、区市町村、日本赤十字社その他関係機関等の代表者により構成されます。

##### ② 募集・受付

区は、関係各機関と協議し、みずほ銀行およびゆうちょ銀行に災対本部長名義の普通預金口座を開設し、振込による受付を開始します。

また、受付窓口を開設し、直接の受付も行います。

窓口で受領した義援金については、寄託者には受領書を発行するものとします。口座振込については、原則として金融機関の振込票の控えをもって代えることとします。

義援金の受付状況について、区は東京都委員会に報告します。

##### ③ 配分・保管

区の受付窓口で直接受け付けた義援金は、災対総務部が取りまとめ、受付口座に入金します。入金した義援金は、口座振込分と併せて受付口座で保管した後、別な取り扱いをする必要がある分を除き東京都委員会に送金します。東京都委員会では配分計画に基づいて区に義援金を送金し、区は配分計画が定める配分率・配分方法に基づいて被災者に義援金を配分します。

義援金の被災者への配分状況について、区は東京都委員会に報告します。

##### ④ 輸送・交付

交付にあたり必要があるときは、災対総務部が車両等により避難拠点または避難拠点班長の指定する場所へ義援金を輸送します。災対福祉部は、配分計画に基づき民間協力団体および被災者の協力を得て、被災者に対し公平に交付します。

#### (2) 日本赤十字社によらない義援金

##### ① 被災した練馬区民への義援金の取扱い

被災した練馬区民の生活再建に直接役立てて欲しいという寄託者の意向により、日本赤十字社を通してではなく、区が直接受領した義援金については、日本赤十字社による義援金の取扱いに準じて、必要な普通預金口座を開設し、公平に交付します。

##### ② 練馬区に対する義援金（寄付金）の取扱い

練馬区の復旧・復興のために役立ててほしいという申し出を受けて受領した義援金については、寄付金の扱いに準じて取扱います。

## 2 義援品

### (1) 義援物資の取扱い

平成24年7月31日に発表された、中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告では、「個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合を除き、抑制を図るべきである。」とされています。

区は、義援物資の取扱いについて、上記の報告内容や生活必需品等の需給状況等を踏まえ、適宜その要否を検討・決定し、受付・問合せ先等を広報するなど迅速に対応します。

また、義援物資は、時間の経過とともに変化し、多様化すると考えられ、災害時要援護者、女性、子供など避難者の特性によって必要となる物資は異なります。避難者ニーズの把握およびニーズに対応した物資の確保・配布に努めるとともに、生理用品、女性用下着の配布は女性が行うなど、物資の配布方法についても配慮します。

企業、団体からの大口の義援物資についても、上記の調達体制の中で受入れを検討します。

### (2) 義援品の取扱い

#### ① 募集・受付

義援品の受付窓口を開設し、被害および区の対応状況等を勘案して、必要な物資について募集して受け付けます。物資の寄付の申出があった場合は地域内輸送拠点（総合体育館または光が丘体育館）等で受領を行います。

ただし、個別の救援物資は仕分け・保存等で、大変困難が伴うため、まとまったもの以外は、原則として受け付けないものとします。

#### ② 輸送・交付

災対総務部が協定団体の協力を得て地域内輸送拠点等を運営し、各避難所に物資を輸送します。輸送先や品目・数量等については、避難拠点班長または、統括部および災対総務部が指定します。各避難所では、義援品等を被災者に配布します。

### 資料第031-10 【参考】租税等の徴収猶予および減免等（地域防災計画より抜粋）

被災した納税義務者等に対し、地方税法等により、特別区税の緩和措置として、期限の延長や徴収猶予および減免等、それぞれの実態に応じた適切な措置をとります。

#### 1 期限の延長

災害により納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出または区税を納付または納入することができないと認めるときは、次の方法により当該期限を延長します。

- (1) 災害が広域にわたる場合、区長が職権により適用の地域および期限の延長を指定します。
- (2) その他の場合、被災した納税義務者等による申請に基づき区長が期限を延長します。

#### 2 徴収猶予、滞納処分の執行停止等

被災した納税義務者等が区税等を一時に納付し、または納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予します。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行います。

滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予および延滞金の減免等適切な措置をとります。

#### 3 減免

納税義務者等が災害によって損害を受けた場合は、申請に基づき被災者の状況に応じて減免をします。

※国民健康保険料、国民年金保険料、介護保険料、保育料徴収金等も同様の措置を適時、適切に行います。

資料第031-11 学用品給与の対象、方法、限度額等について

(都「災害救助法施行細則」における規定)

救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等	救助の期間
<p>○住家の全壊、全焼、半壊、半焼または床上浸水による喪失もしくは損傷等により学用品を使用することができない就学上支障のある児童・生徒</p> <p>○学用品の給与は、次に掲げるものを被害の実情に応じ現物支給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教科書</li> <li>・文房具</li> <li>・通学用品</li> </ul>	<p>○学用品の給与費用は、次の額の範囲内</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●教科書代                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・小・中学生徒 教科書や教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、またはその承認を受けて使用しているものの費用</li> <li>・高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材費</li> </ul> </li> <li>●文房具・通学用品                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校児童1人につき4,400円</li> <li>・中学校生徒1人につき4,700円</li> <li>・高等学校等生徒1人につき5,100円</li> </ul> </li> </ul>	<p>災害発生日から教科書は1月以内、その他の学用品は、15日以内 (学用品の給与期間)</p>

(出典：練馬区地域防災計画 (平成29年度修正))

資料第031-12 【参考】阪神・淡路大震災における文化財の復旧支援制度（神戸市）

文化財の復旧支援制度について、阪神・淡路大震災で神戸市において実施された対策は以下のとおりである。

阪神・淡路大震災では、神戸市内の国指定・県指定・市指定文化財のうち有形の文化財249件のなかで94件が被災した。このうち、建造物関係は80棟と全体の85%を占めている。こうした文化財の震災復旧工事に関して、次のような震災特例措置が講じられた。

①国庫補助制度の拡充

国指定文化財については、従来の国庫補助率50%が70%～85%に、伝統的建造物についても50%が70%に引き上げられた。

②阪神・淡路大震災復興基金による助成

指定文化財については、国・県・市からの補助金を除いた所有者負担の2分の1が助成された。また、未指定の文化財についても一定の修理助成が行われた。

③モーターボート特別競争収益金を活用した支援

市内の観光地の他、北野町・山本通地区周辺の公的支援を受けていない建造物等の修理に対して助成が行われた。

④（財）文化財保護振興財団による助成

主に、文化財としての指定を受けていない美術工芸品等の修理に対して助成が行われた。

（出典：神戸市「阪神・淡路大震災 神戸復興誌」平成12年1月17日）